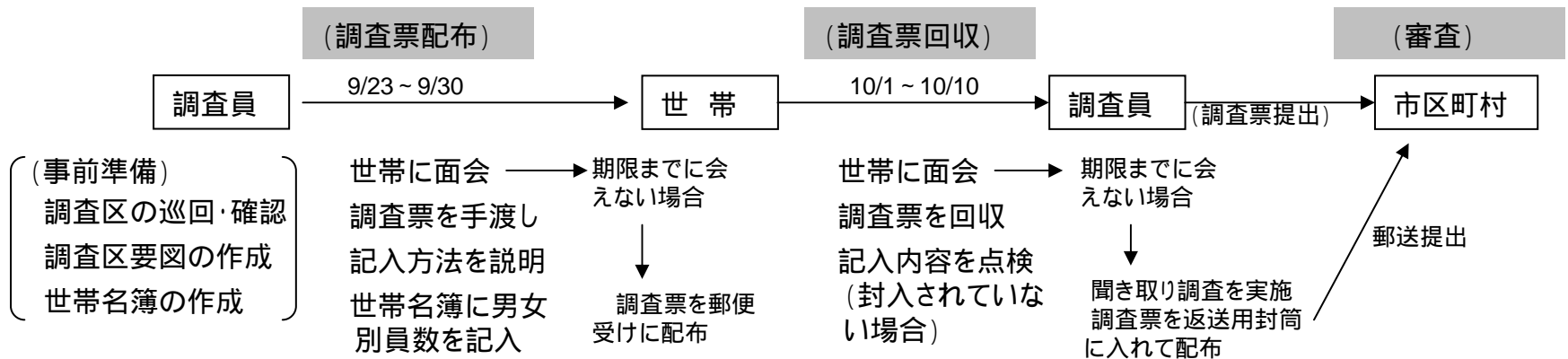


## 1 調査票配布・回収方法について

- 1) 従来は、調査員による調査票の配布・回収を原則としてきたが、不在世帯の増加、プライバシー意識の高まりや、オートロックマンションの増加等を背景として、調査員による配布・回収が困難な状況やこれに伴うトラブル等が発生した。
- 2) このため、世帯の理解が得られ、トラブルの少ない調査票の配布・回収方法を検討する必要がある。
- 3) 一方、調査対象の正確な把握、回収率の向上など現行の調査員による調査方法のメリットも存する。
- 4) これらのことから、新たな配布・回収方法と調査員による調査方法の望ましい組み合わせ方について検討することとする。

### (1) 調査の流れ …… 調査員による配布・回収方式



### (2) 現行の調査方法の意義

- 調査員による世帯との面会…… 世帯の居住を確認することにより調査対象を正確に把握する。  
調査の意義や記入方法を説明して世帯の理解を得る。  
記入内容を世帯に確認し点検することで、調査の正確性を期する。  
世帯に提出を督促することで回収率を上げる。
- 世帯名簿…… 調査票の配布・回収を確認するための台帳 漏れなく重複なく世帯を把握、調査票の厳重管理に資する。  
男女別世帯員数を世帯に聴取して記入 要計表による速報人口を年内に公表。
- 調査区要図…… 調査区内を巡回して住居を記入することで、世帯を漏れなく把握する。

### (3) 問題点と要因

○大都市地域を中心として、次のような問題が発生

問題点	考えられる要因
世帯に面会できない 世帯と連絡が取れない 調査について世帯の理解が得られない プライバシーを理由に提出を拒否 調査員が警戒される、不信感を抱かれる 調査票の安全な受け渡し場所がない	・共働き等で不在がちな世帯の増加 ・オート・ロックマンションの増加 ・プライバシー意識や安全意識の高まり ・調査員の調査の意義の説明や個人情報保護の説明が不十分(研修が不十分)。 ・調査員の事前の周知が十分でない、応接マナーに欠ける(大量採用に伴う質の問題) 等

次の両面からの検討が必要

従来の調査票配布・回収方法の見直し

調査員の規模・資質や業務内容に係る検討

### (4) 他にどのような調査票配布・回収方法が考えられるか

#### 調査票配布方法

- A 調査員が郵便受けに配布 …… 調査員が世帯と面会せずに調査票を郵便受けに配布  
又は、世帯の訪問回数に上限を設け、その回数でも会えない場合は郵便受けに配布
- B 郵送配布 …… あらかじめ世帯の住所リストを用意し、これに基づき、調査票を郵送。(アメリカ)

#### 調査票回収方法

- ア 郵送提出 …… 調査票と合わせて郵送用封筒を世帯に配布し、調査票の郵送提出を可能とする。(イギリス、カナダ)
- イ インターネット提出 …… インターネットのサイトに調査票記入画面を用意し、世帯が自宅等のPCから記入・送信。(韓国)  
・ID番号等による世帯の認証の仕組みが必要となる。
- ウ 役場へ持参 …… 市町村役場に調査票の提出窓口を開設する。
- エ 回収場所の設置 …… 民間企業などの協力を得て、調査票回収のための場所を設ける。

(5) 調査票配布・回収方法に係る評価

調査方法		メリット	デメリット・課題
配布方法	○調査員が配布	世帯に記入方法や調査の意義を説明できる。 世帯名簿を作成することにより、結果を早期公表 世帯の居住を確認し、漏れなく重複なく調査できる	世帯との面会に伴うトラブルが生じることがある 世帯を何度も訪問する調査員の負担が大きい
	A 調査員が郵便 受けに配布  B 郵送配布	世帯と面会することによるトラブルが生じない 調査員の負担は少ない	世帯に記入方法や調査の意義が説明できない コールセンター開設等、代替的方法が必要 居住が確認できず、世帯名簿が作成できない 速報の年内公表が困難化。世帯名簿作成 への行政情報の利用等が必要 郵送配布では、事前に住所リストの準備が必要
回収方法	○調査員が回収	世帯と接触することにより、回収率が高い 封入されていない場合、記入内容を点検できる。	世帯との面会に伴うトラブルが生じることがある。 世帯を何度も訪問する調査員の負担が大きい。 世帯が提出したくても、調査員に会えない。
	(回収方法多様化) ア 郵送提出 イ インターネットに よる提出 ウ 役場へ持参 エ 回収場所の設置	調査員が世帯と面会す ることによるトラブルが生 じない。 回収方法の多様化によ り世帯の負担が軽減。  従来協力を得られな かった世帯の協力を得ら れる可能性	一方、これら の方法だけで は、回収率が 低い。ため、調 査員による回 収方法との組 み合わせが 必要となる。

次頁(6) 調査員回収と他の回収方法の組み合わせに係る評価

(6) 調査員回収と他の回収方法の組み合わせに係る評価

調査方法	考え方	メリット	デメリット
調査員回収原則方式	<p>・従来の調査員による調査を原則としつつ、</p> <p>・郵送やインターネットなどの提出方法を取り入れ、調査票提出方法を多様化する。</p>	<p>不在がちな世帯等の場合、調査票の提出が容易になる。</p> <p>調査員調査が可能な世帯については、記入内容の点検など調査員調査のメリットが生かせる。</p>	<p>調査員が回収のため訪問することによるトラブルの可能性はなくなる。</p> <p><u>既に提出した世帯に調査員が訪問することがないよう、調査票の回収状況をリアルタイムに把握・調査員に伝達できる仕組みが必要(オペレーションが複雑)。</u></p> <p>調査員の負担はあまり軽減できない。</p>
郵送回収基本・調査員フォローアップ方式	<p>・調査票回収は、郵送やインターネットなどによる提出を基本とする。</p> <p>・提出がされなかった場合に調査員によるフォローアップ調査を行う。</p>	<p>不在がちな世帯等の場合、調査票の提出が容易になる。</p> <p>郵送やインターネットによる提出のない世帯についてフォローアップを調査を行うので、オペレーションは比較的容易</p> <p>フォローアップ調査のための調査員は少数精鋭とすることが可能。</p>	<p>調査員によるフォローアップ調査の段階でのトラブルの可能性は残る。</p> <p><u>郵送やインターネットによる提出の後、調査員によるフォローアップ調査を行うことから、調査が長引き、公表の遅れにつながる。</u></p>
使い分け方式	<p>地域の状況や居住形態の状況に応じ、従来の調査員調査方式と又はの方式を選択できるようにする。</p>	<p>都市地域やマンション居住地域など、調査票の提出方法を多様化した地域では提出が容易になる。また、調査員の負担が軽減される。</p> <p>調査員調査がスムーズに行っている地域では、従来の方式を維持できる。(精度面や市町村の負担の面でより良い。)</p>	<p><u>地域によって提出方法が異なるのは不公平だという声が出る可能性がある。</u></p> <p>地域等によって異なる調査方式を採用することにより、オペレーションが複雑になる。</p>

## 2 調査員の業務について

- 1) 調査員の多くが自治会や町内会の推薦によるが、これらの組織の弱体化や役員の高齢化に伴い調査員の確保が困難な状況となっている。また、調査の困難が調査員確保の困難に拍車をかけている。
- 2) オートロックマンションを中心として、何度訪問しても会えない世帯や協力の得られない世帯が増加し、世帯を訪問する調査員の負担が増加している。また、調査員の高齢化が進み、調査区要図の作成などに困難を来す状況もある。
- 3) 調査方法の見直しにより、調査員の業務が基本から変われば、調査員の規模は大幅に縮小することが出来る。
- 4) また、調査員の業務を効率化し、調査員の負担の軽減を図ることが必要。

### (1) 調査員確保における問題点

調査員の構成等(参考2参照)	問題点
(構成) 自治会の推薦 60.2% 約51万人 公募 9.7% 約8万人 登録調査員 9.4% 約8万人 その他 19.5% 約17万人 (平均年齢) 56歳 (男女別割合) 男 53%、女 47%	自治会からの推薦は、毎回困難になりつつある。 ・役員の高齢化、地域基盤の弱体化、調査員業務の苦労の増加等により推薦を断る自治会が増加 公募については、募集しても集まらない、面接が十分できないので不安といった理由で消極的な自治体が多い 登録調査員(経常調査に従事)は、優秀だが数が少ない。 やむを得ず市町村職員が兼務する場合があるが、本来業務に支障

### (2) 調査員業務の問題点

業務のステップ	主な問題点
調査員説明会への参加	説明会の時間が短い。内容が多く、特に高齢の調査員には理解しにくい。
調査区要図の作成	高齢の調査員では要図の作成が困難で、指導員が書き直すケースが多い。
世帯名簿の作成	男女別員数を聞くことでトラブルになる場合がある。
調査票の配布・回収	世帯の不在等により、世帯になかなか会えない、会えても協力してくれない場合がある。 調査員がマナーを守らない、横柄な態度をとるなどトラブルが発生。
未封入調査票の点検	封入の多少によって、点検業務の負担に差があるため、調査員間で不公平感がある。
聞き取り調査、郵送提出依頼	マンションでは、管理人や管理会社が聞き取り調査に協力してくれない場合がある。

### (3) 対策の方向性

上記の問題に対応するため、大きく次のような対策の方向性が考えられる。

- A 調査方法の見直しにより調査員の少数精鋭化を図る。
- B 調査員の業務負担の軽減を図ること等により、自治会等の理解を得て調査員の確保を容易にする。  
また、合わせて研修の充実により調査員の資質の向上を図る。
- C 採用方法などを見直すことにより、優秀な調査員を確保する。

なお、これらは相互に補う部分もあり、調査方法と合わせて総合的に検討することが必要である。

#### A 調査方法の見直しにより調査員を少数精鋭化する

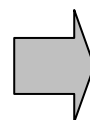
##### ア 現在の調査員規模としている理由

- 1人の調査員が2週間程度で調査票の配布・回収を行える規模として、概ね50世帯を想定し、1年前に平均50世帯を1地域として調査区を設定。(約90万調査区を約85万人の調査員が担当)

調査員の能力に応じて2調査区を担当する場合もある。

配布・回収期間、1世帯当たりの業務量が増加すれば、担当可能な世帯数も変化

- 核家族化や単身世帯の増加に伴い、世帯数が増加し、調査員数も増加



調査方法が変わり、配布・回収期間や1世帯当たりの業務量が増加すれば、必要な調査員規模は変化

諸外国では、調査員の担当世帯数が日本より多い場合がある。

・イギリス(郵送回収方式)

：一般地域400世帯、都市部200世帯を担当

・韓国

：一般地域180世帯、アパート地域300世帯を担当

イ 調査方法の見直しに伴う調査員規模の縮小可能性

調査方法見直しの方向		調査員規模の縮小可能性
調査票配布方式	A 郵送配布方式 B 調査員が郵便受けに配布する方式	A 配布段階では原則として調査員は必要なくなる。 B 面接せず配布業務だけであれば、調査員規模の大幅な縮小が可能（1週間で300世帯に配布なら、調査員規模は現在の1/6の約15万人程度に縮小可。ただし、世帯名簿・調査区要図作成の効率化が前提）
調査票回収方式	調査員回収原則方式  郵送回収原則・調査員フォローアップ方式  使い分け方式	調査員規模はあまり縮小できない。 (郵送等による提出があった世帯は訪問する必要がないため、仮に現在の封入提出(46%)の半分が郵送で提出するとすれば、現在より $85万 \times 0.23 = 約20万人$ 縮小し、 <u>約65万人</u> 程度に縮小可)  調査員規模の大幅な縮小が可能。ただし、少数精鋭化が必要。 (仮に、7割の世帯が郵送等による提出とした場合、フォローアップのための調査員は、 $85万 \times 0.3 = 約25万人$ 程度に縮小可。ただし、調査地域が点在していることによる負担を考慮する必要)  都市地域等では、調査員規模の縮小が可能。 (仮に、1/2の地域で の方式を採用した場合、 $85万 \times 0.7 \times 0.5 = 約30万人$ 縮小、 <u>約50万人</u> 程度に縮小可)

ウ 規模縮小によるメリットと問題点・課題

規模縮小によるメリット	問題点・課題
調査員確保困難に対応可能 研修時間を充実できる 優秀な調査員を選任できる 経費の縮減につながる可能性	担当世帯数の大幅な拡大が、人材確保の困難や業務の質の低下につながる可能性 調査方法見直しによる業務の縮減とセットで検討することが必要 経常調査を担当する登録調査員を中心とした人材確保対策が必要 調査員の質の向上を図るため研修を充実することが必要 担当世帯数や調査員報酬について、適切な規模・額を決めることが必要 試験調査を通じて、実行可能性について検証することが必要

## B 調査員の業務負担軽減を図るとともに、資質の向上を図る

### ア 調査員業務の負担軽減方策

調査員業務	負担の状況(特に初めての調査員)	負担軽減方策として考えられるもの
調査準備段階	初めての調査員は、調査員説明会だけでは十分理解できない場合がある。 調査区要図等の書類作成の負担が大きい 世帯に会えないと世帯名簿の作成ができない。 また、世帯は男女別人数の聴取に抵抗感	説明会の時間の充実、分かりやすい教材の採用等 調査区要図の下書きをプレプリント化する仕組みの導入 世帯名簿をプレプリント化する仕組みの導入
調査票配布・回収段階	世帯が不在等で面会できない。何度も訪問。 世帯が居ても警戒心から会ってくれない 調査について世帯の理解を得ることに苦勞 世帯との連絡が取れない オートロック・マンションの調査 〔インターフォンで1軒1軒世帯の了解を得て訪問する必要〕 ・マンション等では管理人等からの聞き取りも困難	世帯が安心して調査員に会ってくれる工夫(身分証明の強化等) 世帯との連絡方法の改善(コールセンターを通じた連絡等) 調査の意義等調査に対する国民の理解を得るための方策 〔・日常的な広報〕 〔・世帯への配布資料で調査の意義等を詳しく解説等〕 マンション管理会社等への協力依頼の強化

### イ 調査員の資質向上対策

#### 研修時間の充実

- ・調査員の任命期間を長期化することにより、研修時間を増加 市町村の負担は増加
- ・調査員が自習できるような、分かりやすい研修教材の開発
- ・調査員を少数化することにより、研修時間を充実

#### 研修内容の充実

- ・基本的なマナー研修の実施
- ・経験のある指導員がチーム・リーダとして実践的に指導する方法等の検討(イギリス方式)



C 採用方法などを見直すことによる調査員確保対策

採用確保対策	考え方	問題点・課題
<p>ア 公募の見直し</p> <p>給与等の条件を向上</p> <p>年齢制限の緩和</p>	<p>調査員の報酬を増額することにより、応募者を増加。</p> <p>現在20歳以上となっている調査員の年齢要件を緩和し、学生も調査員に登用可能とする。</p>	<p>・予算的制約がある。</p> <p>・調査員規模を縮小すれば可能</p> <p>調査票の郵便受け配布など単純な業務であれば可能</p>
<p>イ その他</p> <p>マンション管理会社に調査業務を委託</p> <p>社会福祉施設等の調査について、施設に調査を委託</p> <p>派遣会社の活用</p>	<p>マンション管理会社に調査業務を委託することにより、管理人が世帯を調査。</p> <p>病院、老人ホーム等の調査の場合、患者、ホーム入居者の調査を病院等の機関に委託。</p> <p>派遣会社と派遣契約を締結することにより、派遣社員を調査員として活用。</p>	<p>現行制度では、調査員は個人を非常勤の国家公務員として任用。このため、管理会社や派遣会社との契約による調査員の任用はできない。(法令改正が必要)</p>

### 3 オートロック・マンションへの対応について

#### (1) 従来の対策の現状と問題点

オートロック・マンションに固有の困難	従来の対応策	対応策の問題点
<p>A 世帯調査時</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・共用玄関には表札もなく、世帯が住んでいるかどうか分からない</li> <li>・インターフォンで呼び出しても応答がない、応答があっても警戒されて切られる。</li> <li>・2～3度訪問しても半分以下の世帯としか連絡が取れない場合がある。</li> <li>・高層マンションでは、世帯を訪問するのに、その都度共用玄関に戻って世帯の理解を得なければならず、多大な労力を要する。 1世帯を訪問してから同じ階を横に回ると苦情を言われる。</li> <li>・ひどい場合には、共用玄関に入ることも管理人に止められる場合がある。</li> </ul> <p>B 聞き取り調査時</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・近隣の世帯に聞き取りをしても、知らないことが多い。</li> <li>・管理人に聞き取り調査をお願いしても、個人情報保護を理由に協力が得られない。</li> <li>・誰か居住しているかどうかの確認も断られる場合がある。</li> <li>・管理人がいないマンションもある。この場合、管理会社を探して聞き取りをしても協力が得られない。</li> </ul>	<p>管理人に対する協力依頼の実施 (市町村から協力を依頼)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・管理人に調査員になってもらえるよう依頼</li> <li>・管理人に調査への協力を依頼 内容：1)ポスター掲示 2)オートロック・ドアの開錠 3)聞き取り調査や居住確認</li> </ul> <p>マンション管理会社への協力依頼の実施</p> <p>(国:マンション管理会社の業界団体を通じた協力依頼や大手管理会社に対する協力依頼を実施)</p> <p>地方:大手マンション管理会社の支部や地元の管理会社に対する協力依頼を実施</p> <p>内容:1)管理人の調査員任用 2)ポスター掲示 3)オートロック・ドアの開錠 4)聞き取り調査や居住確認 (個人情報保護法の正確な理解)</p> <p>マンション管理組合への協力依頼の実施</p>	<p>○管理会社は、管理人が調査員となることに否定的 (理由)・管理人の業務がおろそかになる恐れ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・調査員として住民とトラブルになると管理会社の責任問題になる</li> </ul> <p>○大手管理会社には協力依頼ができて、地方の中小管理会社までは手が回らない。</p> <p>○個人情報保護法の趣旨は理解しても、マンション管理組合や住民の合意が得られないため、聞き取り調査へ等への協力はできないとするケース</p> <p>○管理人の協力が得られたとしても、不在世帯が多い。</p>

(2) 新たに考えられる方策と課題

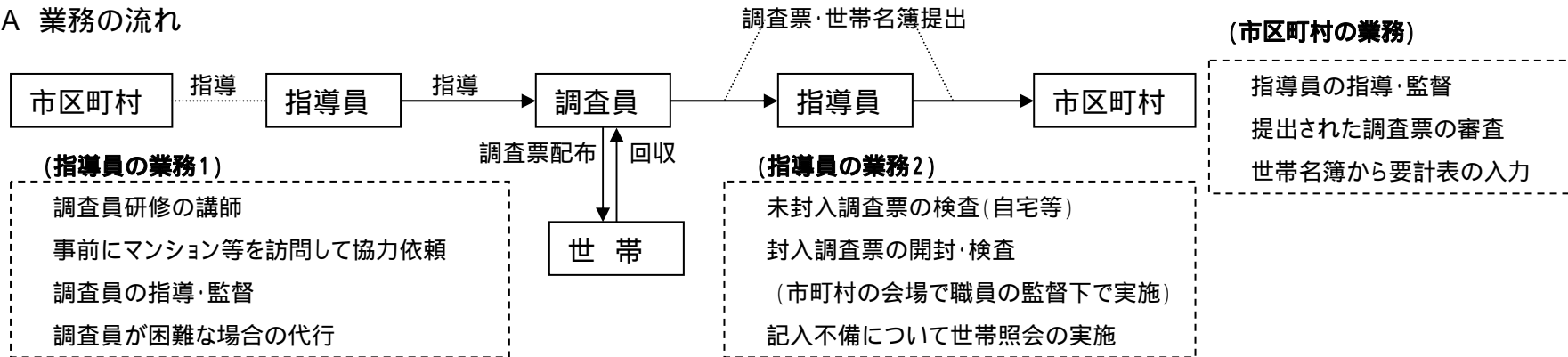
新たに考えられる方策	考 え 方	課 題
<p>1 マンションに適した調査方法の導入</p>	<p>○世帯の不在や警戒心の高まりに対応した調査方法を導入する。            国勢調査の意義を周知するポスター掲示の徹底            管理人やマンション住人の調査員任用の推進            調査員配布、郵送回収方式の導入            調査票回収ボックスの設置など</p>	<p>ポスター掲示についても、管理組合の承認を得ることが必要            管理人の調査員任用については、次のような問題がある。            ・管理人個人としての任用は管理業務と抵触            ・調査員を国家公務員として任用する現行の仕組みでは、管理会社に対して調査員業務を委託することはできない。            調査員が調査票を配布する際、訪問回数に2回など上限を設け、面会できない場合は、郵便受けに配布するなどの方策が考えられる。            この場合でも、世帯への記入方法の説明が不要かなどの問題は残る。            個人情報保護に万全を期する必要がある。また、回収ボックスの設置費用の負担をどうするかの問題がある。</p>
<p>2 管理会社・管理人等の協力の確保</p> <p>マンション管理会社・管理人への協力依頼の強化</p> <p>マンション管理組合の協力の確保</p> <p>管理人・管理会社への協力義務付け</p>	<p>○マンション管理関係団体や管理会社に対する協力依頼をより組織的かつ強力に実施</p> <p>地方の中小規模の管理会社に対しても協力依頼を徹底する。</p> <p>市町村から各マンションの管理組合に対して協力依頼を行い、ポスター掲示、オートロック開錠、管理人への聞き取り調査などについて理解を得る</p> <p>法令上、マンション管理人や管理会社の調査への協力義務を導入する。</p>	<p>マンション管理会社の情報は、市町村でも十分ではない。</p> <p>・前回調査員の調査状況の情報を、次回調査に引き継ぐ工夫などが必要</p> <p>マンション管理組合が住民への調査の実施に反対する場合などもあることから、国・自治体からの強力な働きかけが必要</p> <p>・調査員を立ち入らせないケースは、申告を妨げる罪に該当</p> <p>・新たな義務付けには、対象者の申告義務のみ規定している統計法の改正が必要。(管理会社に、オートロック解除や聞き取り調査への協力義務を規定することの妥当性について要検討)</p>

## 4 調査のオペレーションに関連する課題

### (1) 調査実施体制及び精度の確保について

#### ア 指導員・市町村の役割について

##### A 業務の流れ



##### B 指導員業務の現状・問題点と課題

業務の現状・問題点	課題
<p>1人の指導員が約10人の調査員の指導事務と、これらの調査員から提出された調査票の検査事務を担当。</p> <p>指導員は、原則民間人から登用することとしているが、調査員確保難のため、登録調査員など優秀な経験者は調査員として活用せざるを得ないことから、市町村職員(統計担当以外)が指導員を兼務する割合が極めて高い(約8割)。</p> <p>市町村職員が兼務する場合、勤務時間内には指導員業務が出来ない、指導員業務のために有給休暇をとることもできないなどの制約があり、調査員の指導が不十分になるケースもある。</p> <p>民間人の指導員の能力の問題から、調査員を指導に当たらせることができず、市町村が直接指導する場合も多い。</p> <p>調査員の作成した世帯名簿や調査区要図の質が悪いため、書き直しに追われ、検査が不十分になる場合がある。</p>	<p>調査方法の見直しに伴い、より効果的・効率的な指導員事務のあり方を検討することが必要</p> <p>調査員の縮減に伴う、指導員の民間からの登用拡大。</p> <p>市町村職員が指導員業務を兼務する場合の制約の見直し(指導員業務の市町村への委託等)</p> <p>民間登用の指導員の能力向上</p> <p>調査員の能力向上・調査区要図等作成事務の効率化</p>

イ 調査精度確保のための取り組みと課題

調査段階	取り組みの現状	調査方法見直しに伴う課題
実査段階	<p>調査員が担当する区域をくまなく巡回し世帯を把握することにより漏れや重複を防止</p> <p>調査員調査により居住確認を行うことにより、対象世帯(3か月以上の居住者)を特定</p> <p>世帯と会えず回収できない場合は、聞き取り調査で最低限の人口把握。さらに郵送での提出も依頼。</p>	<p>郵送で配布する場合に、配布漏れへの対策が必要(例えば、配布されていない世帯への徹底した周知等)</p> <p>調査員が世帯と面接しない場合、全ての住居に調査票を配布し、調査票の提出の有無で居住を確認するしかない。</p> <p>郵送等で回収する場合には、提出されない世帯への督促や調査員による回収が必要</p>
調査票の検査・審査段階	<p>封入提出の増加への対応として、指導員が封入された調査票の開封・検査業務を担当</p> <p>封入提出の場合、記入不備があった際には、指導員から世帯に電話照会を行って補完</p> <p>(なお、17年調査では、世帯が市町村職員と信用せず、回答が得られない場合が増加)</p>	<p>郵送回収やインターネットの回収の場合、全員封入提出の扱いと同じになり、市町村における検査・審査業務が増加</p> <p>郵送回収やインターネットの回収の場合、記入不備は、世帯に電話照会するしかないことから、市町村からの照会であることを証明する仕組みなど、照会がうまく行える仕組みを検討することが必要</p>

## (2) ITの活用や行政情報の活用、民間活力の活用による調査事務の効率化について

### ア ITの活用や行政情報の活用による調査事務の効率化方策

考えられる方策	考 え 方	課 題
(1) 住民基本台帳の利用による世帯名簿のプレプリント化	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 住民基本台帳ネットワーク等の電子情報を利用して、世帯名簿のプレプリントを作成する。</li> <li>○ 調査員は、プレプリントされた世帯名簿を持って世帯を巡回し、名簿の更新を行う。</li> </ul> <p>(郵便局の配達用住所リストの利用可能性も要検討)</p>	<p>住民基本台帳等の情報を調査員が見ることへの世帯の心配への対応</p> <p>技術的課題(調査区境界と住所を対応させることが技術的に難しい)</p> <p>住基ネットの世帯名簿への利用には法律上の根拠が必要。</p>
(2) 調査区要図のプレプリント化	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 調査区地図の電子情報に、民間の住宅地図の情報を合わせることで、現在は原則として調査員が作成している調査区要図をプレプリント化する。</li> </ul>	<p>民間の住宅地図の情報は必ずしも最新ではないことから、把握漏れなどが起きる可能性</p> <p>住宅地図は必ずしも全地域を網羅していない可能性</p>
(3) 調査票入力システムの整備(地方入力の実施)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 調査員が世帯と面会できない場合、速報集計は調査票のデータを基に行う必要</li> <li>○ 現在、調査票の入力は統計センターでOCRにより行っているが、韓国のように、地方段階で一部入力することとし、集計の早期化を図る。</li> </ul>	<p>市町村における入力要員の確保</p> <p>統計センターの入力業務との役割分担</p>
(4) 住民基本台帳の調査票補完への利用	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 調査票の提出が得られない場合や調査票の記入不備がある場合に、住民基本台帳の情報(氏名、男女の別、出生の年月日)により、調査票を補完する。</li> </ul> <p>(従来から、一部の自治体では、調査票の審査のための参考情報として住民基本台帳を利用)</p>	<p>世帯の居住が確認できない場合にも住民基本台帳の情報を利用すると、調査結果が実態と異なることになる。</p> <p>調査の一環として位置づけるためには統計法令の見直しが必要</p>
(5) 調査票回収状況を把握・伝達するシステムの整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 調査票提出方法を多様化する場合には、調査票の回収状況をリアルタイムに把握し、調査員に伝達できる仕組みが必要</li> </ul>	<p>調査員に対する情報の伝達方法が課題(モバイルPCなどを配布するとコストがかかる。)</p>

イ 民間活力の活用による調査事務の効率化方策

考えられる方策	考 え 方	課 題
(1)コールセンターの導入	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 世帯からの照会等への対応は、従来、原則として国や地方が行っているが、回線が混雑する、職員が対応に忙殺されるなどの問題があった。</li> <li>○ 特に、調査員が世帯と面会しない調査方法を採用する場合、世帯が記入方法等の疑問を照会する仕組みが必要となる。</li> <li>○ このため、民間企業にコールセンター業務を委託し、次のような対応を行う。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・世帯からの問い合わせ窓口を一元化する。</li> <li>・調査員とのアポイントメントにも利用できるようにする。</li> </ul> </li> </ul>	<p>中央にセンターを設ける場合には、相当規模の回線の確保が必要</p> <p>難しい質問等は、国や地方公共団体の担当者につなぐ方法が必要</p> <p>フリーダイヤルとする場合には、予算の確保が必要。また、経費の見積もりが難しい。</p>
(2)調査プロセスへの民間活力の導入 調査票配布・回収の郵便会社等への委託	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 調査票の配布業務を郵便会社(現郵政公社)等に委託する。</li> </ul>	<p>配布だけの単純業務であれば委託は可能だが、居住確認まで委託することの可能性</p> <p>住居不定者の存在など、郵便会社の配達リストだけでは十分ではない。</p>
調査員確保に当たり人材派遣会社等を利用	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 人材派遣会社の派遣社員について、会社と契約して調査員に任命</li> </ul>	<p>現行制度では、調査員は国家公務員であるため、会社と契約して、その社員を調査員に任命することができない。</p> <p>コストが割高になる可能性</p>
その他業務のアウトソーシング	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 現在、指導員が行っている調査票の検査業務や、市町村が行っている要計表の入力業務についても、アウトソーシングの可能性を要検討</li> </ul>	<p>守秘義務の担保が必要</p> <p>全体として、市場化テストの動向を見て検討することが必要</p>

(参考1) 平成17年国勢調査における調査票の提出状況等(平成18年2月28日現在・中間とりまとめ)

1 聞き取り調査の状況(概数)

(%)

	郵送提出依頼を行った世帯 (聞き取り調査世帯)			<参考> 平成12年 国勢調査 郵送提出依頼 を行っても提出 されなかった世帯
	提出された 世帯	提出されな かった世帯		
全 国	5.2	1.1	4.1	1.7
政令指定都市及び特別区 のある都道府県	7.4	1.6	5.8	2.3
上 記 以 外	2.2	0.4	1.8	0.7

注) 平成17年国勢調査要計表による人口集計の世帯数に対する割合

2 調査票の提出状況(概数)

	割 合 (%)			<参考> 平成12年 国勢調査 封入提出の 調査票	平成17年 国勢調査 要計表によ る人口集計の 世帯数
	封入提出の 調査票	市区町村に持参 された調査票	市区町村に郵送 提出された 調査票		
全 国	46.0	0.2	0.9	21.5	49,529,232
政令指定都市及び特別区 のある都道府県	54.2	0.3	1.4	25.9	31,823,278
上 記 以 外	31.7	0.2	0.1	13.8	17,705,954

注) 平成17年国勢調査要計表による人口集計の世帯数に対する割合



(参考2) 17年国勢調査における調査員の選考状況(平成18年2月28日現在・中間とりまとめ)

1 選考方法別(概数)

(%)

	合 計	民 間 人					市 区 町 村 の 職 員	<別掲> 外 国 人 調 査 員	
		う ち 国 調 経 験 者	計	公 募	登 録 調 査 員 ( 経 常 調 査 )	自 治 会 等 の 推 薦			そ の 他
全 国	100.0	40.4	89.7	9.7	9.4	60.2	10.5	9.0	0.02
政令指定都市及び特別区 のある都道府県	100.0	38.9	93.1	11.3	6.8	67.3	7.7	6.1	0.03
上 記 以 外	100.0	42.8	84.1	6.8	13.7	48.3	15.2	14.1	0.01
<参考> 平成12年国勢調査	100.0	41.7	89.5	8.1	8.8	57.7	14.8	10.5	0.01

注) 不詳を含む総数に対する割合のため、内訳を合算しても必ずしも100にはならない。

2 男女・年齢別(概数)

(%)

	20歳未満	20~29歳	30~39歳	40~49歳	50~59歳	60~69歳	70歳以上
全 国	0.1	3.7	9.8	15.3	23.6	31.8	14.5
男 (52.6%)	0.1	4.0	7.9	9.8	18.1	37.4	21.2
女 (47.3%)	0.1	3.4	12.1	21.3	29.7	25.7	7.1
政令指定都市及び特別区 のある都道府県	0.1	2.8	9.1	14.5	23.4	33.5	15.5
男 (48.9%)	0.1	3.1	6.7	8.6	17.1	39.8	23.4
女 (50.9%)	0.1	2.5	11.5	20.3	29.5	27.7	8.0
上 記 以 外	0.1	5.3	11.3	16.8	24.3	29.3	12.9
男 (58.8%)	0.1	5.3	9.6	11.6	19.5	34.1	18.0
女 (41.2%)	0.1	5.2	13.3	23.6	30.2	21.3	5.2

注) 不詳を含む総数に対する割合のため、内訳を合算しても必ずしも100にはならない。

### 3 経験回数別（概数）

	割合（％）										平均 回数
	今回 初めて	1回	2回	3回	4回	5回	6回	7回	8回	9回以上	
全 国	55.0	21.5	9.2	4.4	2.2	1.3	0.7	0.3	0.2	0.2	1.7
政令指定都市及び特別区 のある都道府県	57.7	21.3	8.8	4.3	2.0	1.2	0.6	0.3	0.1	0.1	1.7
上 記 以 外	56.4	21.9	9.9	4.6	2.4	1.5	0.7	0.4	0.2	0.3	1.9

注)・不詳を含む総数に対する割合のため，内訳を合算しても必ずしも 100 にはならない。

・平均回数は「今回初めて」を除く。

(参考3) 調査票の郵送提出方式についての実地検証

平成 17 年国勢調査第 1 次試験調査(調査日:平成 14 年 7 月 13 日(土))において、すべての世帯から郵送で調査票を提出する方式について実地に検討

1 調査方法・調査規模

- (1) 調査票配布は調査員、回収はすべて市役所・区役所へ郵送
- (2) 5 県 5 市・80 調査区、世帯数約 3,900 (うち調査区の半分の世帯は「全世帯封入提出方式」により調査)
- (3) 調査員数 40 人、指導員数 8 人

2 検証結果の概要

< 調査票の提出状況(総数に対する割合) >

- (1) 提出期限内(調査日から 10 日後)に提出された調査票  
66.1%
- (2) 督促状投函後に提出された調査票  
13.3%
- (3) 郵送提出されないため調査員が直接取集  
14.2%
- (4) 聞き取り調査  
5.5%
- (5) 最後に郵送提出された月日  
8 月 14 日

< 調査票 1 枚あたりの誤記入件数 >

- (1) 総数 2.79 件(2.29 件)
- (2) 記入漏れ 1.96 件(1.58 件)
- (3) 記入誤り 0.76 件(0.63 件)
- (4) ダブルマーク 0.07 件(0.07 件)

< 白紙等の状況(総数に対する割合) >

- (1) 全面白紙 0.07%(0.05%)
- (2) 第 2 面が白紙 4.2%(2.3%)

括弧内の数字は全世帯封入提出方式のもの

3 検証結果の評価

- (1) 世帯における調査票の記入漏れの増加
- (2) 世帯からの調査票の提出が受付開始後約 1 週間に集中し、調査票の受付・提出世帯の確認事務を短期間に行うことが困難
- (3) 調査期間の大幅な延長が必要となるため、調査結果を早期に提出することが不可能

以上のことから、当時の評価としては、調査票の郵送提出方式を全面的に導入することは困難としたもの

4 今後の課題

- (1) 記入精度向上策の検討
- (2) 調査票の期限内提出率の向上策の検討
- (3) 調査期間を延長することに伴う影響等の把握

(参考4) 調査員の活動状況(平成17年国勢調査試験調査結果より)

1 訪問時間帯別会えた世帯(配布時、単位：%)

	朝	昼	夜
	(午前9時 まで)	(午前9時 ～午後6)	(午後6時 以降)
新興住宅地 域	3.6	76.2	20.1
	7.2	64.5	28.4
その他の一 戸建地域	0.2	83.9	15.9
	10.6	61.7	27.7
オートロッ ク・ワン ルームマン ション地域	0.3	59.4	40.4
	14.9	39.4	45.7
その他の共 同住宅地域	5.2	56.4	38.4
	5.9	54.9	39.2
繁華街・商 店街地域	1.2	78.6	20.2
	11.6	50.8	37.5

上段：第1次試験調査結果より抜粋

下段：第2次試験調査結果より抜粋

2 調査員の訪問回数別世帯数(配布時、単位：%)

	1回	2回	3回	4回	5回以上
新興住宅地 域	54.2	29.1	9.2	3.9	3.6
その他の一 戸建地域	53.4	18.6	12.7	6.2	9.2
オートロッ ク・ワン ルームマン ション地域	31.0	20.0	19.4	8.1	21.5
その他の共 同住宅地域	38.3	14.9	15.3	8.0	23.5
繁華街・商 店街地域	48.4	19.8	10.4	6.8	14.6

第2次試験調査結果より抜粋